

国立大学法人法の一部を改正する法律 新旧対照表

○ 国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（定義） 第二条（略） 2 6 （略） （削る）</p> <p>7 （略）</p> <p>（資本金） 第七条（略） 2 7 （略）</p> <p>8 国立大学法人等は、準用通則法（第三十五条において準用する独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）をいう。以下同じ。）第四十八条本文に規定する重要な財産のうち、文部科学大臣が定める財産を譲渡したときは、当該譲渡した財産に係る部分として文部科学大臣が定める金額については、当該国立大学法人等に対する政府からの出資はなかつたものとし、当該国立大学法人等は、その額により資本金を減少するものとする。</p>	<p>（定義） 第二条（略） 2 6 （略）</p> <p>7 この法律において「年度計画」とは、準用通則法（第三十五条において準用する独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）をいう。以下同じ。）第三十一条第一項の規定により中期計画に基づき国立大学法人等が定める計画をいう。</p> <p>8 （略）</p> <p>（資本金） 第七条（略） 2 7 （略）</p> <p>8 国立大学法人等は、準用通則法第四十八条本文に規定する重要な財産のうち、文部科学大臣が定める財産を譲渡したときは、当該譲渡した財産に係る部分として文部科学大臣が定める金額については、当該国立大学法人等に対する政府からの出資はなかつたものとし、当該国立大学法人等は、その額により資本金を減少するものとする。</p>

(役員)

第十条 各国立大学法人に、役員として、その長である学長(当該国立大学法人が設置する国立大学の全部について第四項に規定する大学総括理事を置く場合にあつては、理事長。次条第一項並びに第二十一条第二項第四号、第三項及び第五項を除き、以下同じ。)及び監事二人(二以上の国立大学を設置する国立大学法人にあつては、その設置する国立大学の数に一を加えた員数)を置く。

2| 前項の規定により置く監事のうち少なくとも一人は、常勤としなければならない。

3| (略)

4| 国立大学法人が二以上の国立大学を設置する場合その他その管理運営体制の強化を図る特別の事情がある場合には、第十二条第二項に規定する学長選考・監事会議の定めるところにより、当該国立大学法人に、その設置する国立大学の全部又は一部に係る学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第九十二条第三項に規定する職務(以下「大学の長としての職務」という。)を行う理事(以下「大学総括理事」という。)を置くことができる。

5| (略)

(役員
の職務及び
権限)
第十一条 (略)

3 学長は、次の事項について決定をしようとするとき

(役員)

第十条 各国立大学法人に、役員として、その長である学長(当該国立大学法人が設置する国立大学の全部について第三項に規定する大学総括理事を置く場合にあつては、理事長。次条第一項並びに第二十一条第二項第四号、第三項及び第五項を除き、以下同じ。)及び監事二人を置く。

(新設)

2| (略)

3| 国立大学法人が二以上の国立大学を設置する場合その他その管理運営体制の強化を図る特別の事情がある場合には、第十二条第二項に規定する学長選考会議の定めるところにより、当該国立大学法人に、その設置する国立大学の全部又は一部に係る学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第九十二条第三項に規定する職務(以下「大学の長としての職務」という。)を行う理事(以下「大学総括理事」という。)を置くことができる。

4| (略)

(役員
の職務及び
権限)
第十一条 (略)

3 学長は、次の事項について決定をしようとするとき

は、学長及び理事で構成する会議（第五号において「役員会」という。）の議を経なければならない。
一 中期目標についての意見（国立大学法人等が第三十条第三項の規定により文部科学大臣に対し述べる意見をいう。以下同じ。）に関する事項

二 この法律により文部科学大臣の認可又は承認（第十三条の二第一項及び第十七条第七項の承認を除く。）を受けなければならない事項

三 五（略）

4（略）
5 大学総括理事は、前項に規定する職務のほか、大学の長としての職務（第十二条第二項に規定する学長選考・監察会議の定めるところにより、当該大学総括理事が当該大学の長としての職務を行うものとされた国立大学に係るものに限る。）を行うとともに、学長の定めるところにより、国立大学法人を代表する。

6 11（略）

（学長等への報告義務）

第十一条の二 監事は、役員（監事を除く。）が不正の行為をし、若しくは当該行為をしておそれがあると認めるとき、又はこの法律若しくは他の法令に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を学長（当該役員が学長である場合にあつては、学長及び次条第二項に規定する学長選考・監察会議）に報告するとともに、文部科学大臣に報告しなければならない。

は、学長及び理事で構成する会議（第五号において「役員会」という。）の議を経なければならない。
一 中期目標についての意見（国立大学法人等が第三十条第三項の規定により文部科学大臣に対し述べる意見をいう。以下同じ。）及び年度計画に関する事項

二 この法律により文部科学大臣の認可又は承認（第十三条の二第一項及び第十七条第六項の承認を除く。）を受けなければならない事項

三 五（略）

4（略）
5 大学総括理事は、前項に規定する職務のほか、大学の長としての職務（第十二条第二項に規定する学長選考会議の定めるところにより、当該大学総括理事が当該大学の長としての職務を行うものとされた国立大学に係るものに限る。）を行うとともに、学長の定めるところにより、国立大学法人を代表する。

6 11（略）

（学長等への報告義務）

第十一条の二 監事は、役員（監事を除く。）が不正の行為をし、若しくは当該行為をしておそれがあると認めるとき、又はこの法律若しくは他の法令に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を学長に報告するとともに、文部科学大臣に報告しなければならない。

(役員)の任命

第十二条 (略)

2 前項の申出は、第一号に掲げる委員及び第二号に掲げる委員各同数をもつて構成する会議(以下「学長選考・監察会議」という。)の選考により行うものとする。

一 (略)

二 第二十一条第二項第二号から第四号までに掲げる者の中から同条第一項に規定する教育研究評議会において選出された者
(削る)

3 学長選考・監察会議に議長を置き、委員の互選によつてこれを定める。

4 議長は、学長選考・監察会議を主宰する。

5 この条に定めるもののほか、学長選考・監察会議の議事の手続その他学長選考・監察会議に關し必要な事項は、議長が学長選考・監察会議に諮つて定める。

6 第二項に規定する学長の選考は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学における教育研究活動を適切かつ効果的に運営することができる能力を有する者のうちから、学長選考・監察会議が定める基準により、行わなければならない。

7 国立大学法人は、第二項に規定する学長の選考が行われたときは当該選考の結果その他文部科学省令で定

(役員)の任命

第十二条 (略)

2 前項の申出は、第一号に掲げる委員及び第二号に掲げる委員各同数をもつて構成する会議(以下「学長選考会議」という。)の選考により行うものとする。

一 (略)

二 第二十一条第二項第三号又は第四号に掲げる者の中から同条第一項に規定する教育研究評議会において選出された者

3 前項各号に掲げる者のほか、学長選考会議の定めるところにより、学長又は理事を学長選考会議の委員に加えることができる。ただし、その数は、学長選考会議の委員の総数の三分の一を超えてはならない。

4 学長選考会議に議長を置き、委員の互選によつてこれを定める。

5 議長は、学長選考会議を主宰する。

6 この条に定めるもののほか、学長選考会議の議事の手続その他学長選考会議に關し必要な事項は、議長が学長選考会議に諮つて定める。

7 第二項に規定する学長の選考は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学における教育研究活動を適切かつ効果的に運営することができる能力を有する者のうちから、学長選考会議が定める基準により、行わなければならない。

8 国立大学法人は、第二項に規定する学長の選考が行われたときは当該選考の結果その他文部科学省令で定

<p>める事項を、学長選考・監察会議が前項に規定する基準を定め、又は変更したときは当該基準を、それぞれ遅滞なく公表しなければならない。</p> <p>8 (略)</p>	<p>める事項を、学長選考会議が前項に規定する基準を定め、又は変更したときは当該基準を、それぞれ遅滞なく公表しなければならない。</p> <p>9 (略)</p>
<p>第十三条 理事（大学総括理事を除く。次項、第十五条第二項及び第十七条第六項において同じ。）は、前条第六項に規定する者のうちから、学長が任命する。</p> <p>2 (略)</p>	<p>第十三条 理事（大学総括理事を除く。次項、第十五条第二項及び第十七条第五項において同じ。）は、前条第七項に規定する者のうちから、学長が任命する。</p> <p>2 (略)</p>
<p>第十三条の二 大学総括理事は、第十二条第六項に規定する者のうちから、学長選考・監察会議の意見を聴き、及び文部科学大臣の承認を得て、学長が任命する。</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>第十三条の二 大学総括理事は、第十二条第七項に規定する者のうちから、学長選考会議の意見を聴き、及び文部科学大臣の承認を得て、学長が任命する。</p> <p>2・3 (略)</p>
<p>第十四条 学長又は文部科学大臣は、それぞれ理事又は監事を任命するに当たっては、その任命の際現に当該国立大学法人の役員又は職員でない者（以下「学外者」という。）が含まれるようにしなければならない。</p> <p>2 別表第一の各項の第四欄に定める理事の員数が四人以上である当該各項の第一欄に掲げる国立大学法人（学外者が学長に任命されているものを除く。）の理事の任命に関する前項の規定の適用については、同項中「含まれる」とあるのは、「二人以上含まれる」とする。</p>	<p>第十四条 学長又は文部科学大臣は、それぞれ理事又は監事を任命するに当たっては、その任命の際現に当該国立大学法人の役員又は職員でない者（以下「学外者」という。）が含まれるようにしなければならない。</p> <p>2 別表第一の各項の第四欄に掲げる理事の員数が四人以上である当該各項の第一欄に掲げる国立大学法人（学外者が学長に任命されているものを除く。）の理事の任命に関する前項の規定の適用については、同項中「含まれる」とあるのは、「二人以上含まれる」とする。</p>
<p>(役員の任期)</p> <p>第十五条 学長の任期は、二年以上六年を超えない範囲</p>	<p>(役員の任期)</p> <p>第十五条 学長の任期は、二年以上六年を超えない範囲</p>

内において、学長選考・監察会議の議を経て、国立大学法人の規則で定める。

2 (略)

3 大学総括理事の任期は、六年を超えない範囲内において、学長選考・監察会議の議を経て、国立大学法人の規則で定める。ただし、大学総括理事の任期の末日は、当該大学総括理事を任命する学長の任期の末日以前でなければならない。

4・5 (略)

(役員の解任等)

第十七条 (略)

2・3 (略)

4 学長選考・監察会議は、第十一条の二の規定による報告を受けたとき、又は学長が前二項に規定する場合に該当するおそれがあると認めるときは、学長に対し、職務の執行の状況について報告を求めることができ

5 第二項及び第三項の規定により文部科学大臣が行う学長の解任は、当該国立大学法人の学長選考・監察会議の申出により行うものとする。

6 (略)

7 第二項及び第三項の規定により学長が行う大学総括理事の解任は、学長選考・監察会議の意見を聴き、及び文部科学大臣の承認を得て、行うものとする。

8 第十三条の二第二項及び第三項の規定は、第一項から第三項までの規定による大学総括理事の解任について準用する。この場合において、同条第二項中「前項

内において、学長選考会議の議を経て、国立大学法人の規則で定める。

2 (略)

3 大学総括理事の任期は、六年を超えない範囲内において、学長選考会議の議を経て、国立大学法人の規則で定める。ただし、大学総括理事の任期の末日は、当該大学総括理事を任命する学長の任期の末日以前でなければならない。

4・5 (略)

(役員の解任)

第十七条 (略)

2・3 (略)

(新設)

4 前二項の規定により文部科学大臣が行う学長の解任は、当該国立大学法人の学長選考会議の申出により行うものとする。

5 (略)

6 第二項及び第三項の規定により学長が行う大学総括理事の解任は、学長選考会議の意見を聴き、及び文部科学大臣の承認を得て、行うものとする。

7 第十三条の二第二項及び第三項の規定は、第一項から第三項までの規定による大学総括理事の解任について準用する。この場合において、同条第二項中「前項

「とあるのは、「第十七条第七項」と読み替えるものとする。

(経営協議会)

第二十条 (略)

2・4 (略)

5 経営協議会は、次に掲げる事項を審議する。

一 (略)

二 中期計画に関する事項のうち、国立大学法人の経営に関するもの

三・六 (略)

6・7 (略)

(教育研究評議会)

第二十一条 (略)

2・3 (略)

4 教育研究評議会は、次に掲げる事項について審議する。

一 (略)

二 中期計画に関する事項（前条第五項第二号に掲げる事項を除く。）

三・九 (略)

5・6 (略)

(業務の範囲等)

第二十二条 国立大学法人は、次の業務を行う。

一・五 (略)

六 当該国立大学法人から委託を受けて、当該国立大

「とあるのは、「第十七条第六項」と読み替えるものとする。

(経営協議会)

第二十条 (略)

2・4 (略)

5 経営協議会は、次に掲げる事項を審議する。

一 (略)

二 中期計画及び年度計画に関する事項のうち、国立大学法人の経営に関するもの

三・六 (略)

6・7 (略)

(教育研究評議会)

第二十一条 (略)

2・3 (略)

4 教育研究評議会は、次に掲げる事項について審議する。

一 (略)

二 中期計画及び年度計画に関する事項（前条第五項第二号に掲げる事項を除く。）

三・九 (略)

5・6 (略)

(業務の範囲等)

第二十二条 国立大学法人は、次の業務を行う。

一・五 (略)

(新設)

学法人が保有する教育研究に係る施設、設備又は知的基盤（科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成二十年法律第六十三号）第二十四条の四に規定する知的基盤をいう。以下この号及び第二十九条第一項第五号において同じ。）の管理及び当該施設、設備又は知的基盤の他の大学、研究機関その他の者による利用の促進に係る事業を実施する者に対し、出資を行うこと。

七| 当該国立大学における研究の成果を活用する事業
（第三十四条の五第一項に規定する事業を除く。）
であつて政令で定めるものを実施する者に対し、出資を行うこと。

八| 十| （略）

2| 国立大学法人は、前項第六号から第八号までに掲げる業務及び同項第九号に掲げる業務のうち出資に関するものを行おうとするときは、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

3| （略）

（役員）

第二十四条 各大学共同利用機関法人に、役員として、その長である機構長及び監事二人を置く。

2| 前項の規定により置く監事のうち少なくとも一人は、常勤としなければならない。
3| （略）

（役員の職務及び権限）
第二十五条 （略）

（新設）

六| 八| （略）

2| 国立大学法人は、前項第六号に掲げる業務及び同項第七号に掲げる業務のうち出資に関するものを行おうとするときは、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

3| （略）

（役員）

第二十四条 各大学共同利用機関法人に、役員として、その長である機構長及び監事二人を置く。

（新設）

2| （略）

（役員の職務及び権限）
第二十五条 （略）

2 機構長は、次の事項について決定をしようとするときは、機構長及び理事で構成する会議（第五号において「役員会」という。）の議を経なければならぬ。

一 中期目標についての意見に関する事項

二 五 (略)
三 九 (略)

(機構長等への報告義務)

第二十五条の二 監事は、役員（監事を除く。）が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又はこの法律若しくは他の法令に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を機構長（当該役員が機構長である場合にあつては、機構長及び次条において読み替えて準用する第十二条第二項に規定する機構長選考・監察会議）に報告するとともに、文部科学大臣に報告しなければならない。

(国立大学法人の役員及び職員に関する規定の準用)
第二十六条 第十二条、第十三条、第十四条、第十五条（第三項を除く。）、第十六条、第十七条（第七項及び第八項を除く。）、第十八条及び第十九条の規定は、大学共同利用機関法人の役員及び職員について準用する。この場合において、これらの規定中「学長」とあるのは「機構長」と、「国立大学法人」とあるのは「大学共同利用機関法人」と、「学長選考・監察会議」とあるのは「機構長選考・監察会議」と読み替える

2 機構長は、次の事項について決定をしようとするときは、機構長及び理事で構成する会議（第五号において「役員会」という。）の議を経なければならぬ。

一 中期目標についての意見及び年度計画に関する事項

二 五 (略)
三 九 (略)

(機構長等への報告義務)

第二十五条の二 監事は、役員（監事を除く。）が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又はこの法律若しくは他の法令に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を機構長に報告するとともに、文部科学大臣に報告しなければならない。

(国立大学法人の役員及び職員に関する規定の準用)
第二十六条 第十二条、第十三条、第十四条、第十五条（第三項を除く。）、第十六条、第十七条（第六項及び第七項を除く。）、第十八条及び第十九条の規定は、大学共同利用機関法人の役員及び職員について準用する。この場合において、これらの規定中「学長」とあるのは「機構長」と、「国立大学法人」とあるのは「大学共同利用機関法人」と、「学長選考会議」とあるのは「機構長選考会議」と読み替えるほか、第十二

ほか、第十二条第二項第一号中「第二十条第二項第三号」とあるのは「第二十七条第二項第三号」と、同項第二号中「第二十一条第二項第二号から第四号まで」とあるのは「第二十八条第二項第二号から第五号まで」と、同条第六項中「大学」とあるのは「大学共同利用機関」と、第十三条第一項中「理事（大学総括理事を除く。次項、第十五条第二項及び第十七条第六項において同じ。）」とあるのは「理事」と、第十四条第二項中「別表第一の各項の第四欄に定める理事の員数が四人以上である当該各項」とあるのは「別表第二」と、第十七条第四項中「第十一条の二」とあるのは「第二十五条の二」と読み替えるものとする。

(経営協議会)
第二十七条 (略)

2・3 (略)
4 経営協議会は、次に掲げる事項を審議する。

- 一 (略)
- 二 中期計画に関する事項のうち、大学共同利用機関法人の経営に関するもの
- 三 六 (略)
- 五・六 (略)

(教育研究評議会)
第二十八条 (略)

2 (略)
3 教育研究評議会は、次に掲げる事項について審議する。

条第二項第一号中「第二十条第二項第三号」とあるのは「第二十七条第二項第三号」と、同項第二号中「第二十一条第二項第三号又は第四号」とあるのは「第二十八条第二項第三号から第五号まで」と、同条第七項中「大学」とあるのは「大学共同利用機関」と、第十三条第一項中「理事（大学総括理事を除く。次項、第十五条第二項及び第十七条第五項において同じ。）」とあるのは「理事」と、第十四条第二項中「別表第一の各項の第四欄に掲げる理事の員数が四人以上である当該各項」とあるのは「別表第二」と読み替えるものとする。

(経営協議会)
第二十七条 (略)

2・3 (略)
4 経営協議会は、次に掲げる事項を審議する。

- 一 (略)
- 二 中期計画及び年度計画に関する事項のうち、大学共同利用機関法人の経営に関するもの
- 三 六 (略)
- 五・六 (略)

(教育研究評議会)
第二十八条 (略)

2 (略)
3 教育研究評議会は、次に掲げる事項について審議する。

- 一 (略)
- 二 中期計画に関する事項（前条第四項第二号に掲げる事項を除く。）
- 三 八 (略)
- 4・5 (略)
- (業務の範囲等)
- 第二十九条 大学共同利用機関法人は、次の業務を行う。
- 一 三 (略)
- 四 当該大学共同利用機関における研究の成果（第二号の規定による大学共同利用機関の施設及び設備等の利用に係る研究の成果を含む。第六号及び第七号において同じ。）を普及し、及びその活用を促進すること。
- 五 当該大学共同利用機関法人から委託を受けて、当該大学共同利用機関法人が保有する教育研究に係る施設、設備又は知的基盤の管理及び当該施設、設備又は知的基盤の他の大学、研究機関その他の者による利用の促進に係る事業を実施する者に対し、出資を行うこと。
- 六 当該大学共同利用機関における研究の成果を活用する事業（当該大学共同利用機関における技術に関する研究の成果の提供を受けて商品を開発し、若しくは生産し、又は役務を開発し、若しくは提供する事業を除く。）であつて政令で定めるものを実施する者に対し、出資を行うこと。
- 七 九 (略)

- 一 (略)
- 二 中期計画及び年度計画に関する事項（前条第四項第二号に掲げる事項を除く。）
- 三 八 (略)
- 4・5 (略)
- (業務の範囲等)
- 第二十九条 大学共同利用機関法人は、次の業務を行う。
- 一 三 (略)
- 四 当該大学共同利用機関における研究の成果（第二号の規定による大学共同利用機関の施設及び設備等の利用に係る研究の成果を含む。次号において同じ。）を普及し、及びその活用を促進すること。
- (新設)
- (新設)
- 五 七 (略)

2 大学共同利用機関法人は、前項第五号から第七号までに掲げる業務及び同項第八号に掲げる業務のうち出資に関するものを行おうとするときは、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

(中期計画)

第三十一条 (略)

2 中期計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一・二 (略)

三 前二号に掲げる措置の実施状況に関する指標

四・八 (略)

3・5 (略)

(中期目標の期間における業務の実績等に関する評価等)

第三十一条の二 国立大学法人等は、次の各号に掲げる事業年度の区分に応じ当該各号に定める事項について、評価委員会の評価を受けなければならない。

(削る)

一 中期目標の期間の最後の事業年度の前々事業年度
中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績

二 中期目標の期間の最後の事業年度 中期目標の期間における業務の実績

2 大学共同利用機関法人は、前項第五号に掲げる業務及び同項第六号に掲げる業務のうち出資に関するものを行おうとするときは、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

(中期計画)

第三十一条 (略)

2 中期計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一・二 (略)

(新設)

三・七 (略)

3・5 (略)

(各事業年度に係る業務の実績等に関する評価等)

第三十一条の二 国立大学法人等は、毎事業年度の終了後、当該事業年度が次の各号に掲げる事業年度のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める事項について、評価委員会の評価を受けなければならない。

一 次号及び第三号に掲げる事業年度以外の事業年度
当該事業年度における業務の実績

二 中期目標の期間の最後の事業年度の前々事業年度
当該事業年度における業務の実績及び中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績

三 中期目標の期間の最後の事業年度 当該事業年度における業務の実績及び中期目標の期間における業務の実績

2 国立大学法人等は、前項の評価を受けようとするときは、文部科学省令で定めるところにより、同項各号に掲げる事業年度の終了後三月以内に、当該各号に定める事項及び当該事項について自ら評価を行った結果を明らかにした報告書を、評価委員会に提出しなければならない。

3 (略)

第三十一条の三 評価委員会による前条第一項の評価は、文部科学省令で定めるところにより、同項各号に定める事項について総合的な評定を付して、行わなければならない。この場合において、評価委員会は、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構に対し独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法（平成十五年法律第百十四号）第十六条第二項の規定による評価の実施を要請し、当該評価の結果を尊重して前条第一項の評価を行わなければならない。

2 (略)

3 評価委員会は、前条第一項の評価を行ったときは、遅滞なく、当該国立大学法人等（同項第一号に規定す

務の実績

2 国立大学法人等は、前項の評価を受けようとするときは、文部科学省令で定めるところにより、各事業年度の終了後三月以内に、同項第一号、第二号又は第三号に定める事項及び当該事項について自ら評価を行った結果を明らかにした報告書を、評価委員会に提出しなければならない。

3 (略)

第三十一条の三 評価委員会による前条第一項の評価は、文部科学省令で定めるところにより、同項第一号、第二号又は第三号に定める事項について総合的な評定を付して、行わなければならない。この場合において、同項各号に規定する当該事業年度における業務の実績に関する評価にあつては、当該事業年度における中期計画の実施状況の調査及び分析を行い、その結果を考慮して行わなければならない。同項第二号に規定する中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績又は同項第三号に規定する中期目標の期間における業務の実績に関する評価にあつては、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構に対し独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法（平成十五年法律第百十四号）第十六条第二項の規定による評価の実施を要請し、当該評価の結果を尊重して行わなければならない。

2 (略)

3 評価委員会は、前条第一項の評価を行ったときは、遅滞なく、当該国立大学法人等（同項第二号に規定す

る中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績に関する評価を行った場合にあっては、当該国立大学法人等及び独立行政法人評価制度委員会（第五項及び次条において「評価制度委員会」という。））に対して、その評価の結果を通知しなければならぬ。この場合において、評価委員会は、必要があると認めるときは、当該国立大学法人等に対し、業務運営の改善その他の勧告をすることができる。

4・5 (略)

(中期目標の期間の終了時の検討)

第三十一条の四 文部科学大臣は、評価委員会が第三十一条の二第一項第一号に規定する中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績に関する評価を行ったときは、中期目標の期間の終了時までに、当該国立大学法人等の業務を継続させる必要性、組織の在り方その他その組織及び業務の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、当該国立大学法人等に関し所要の措置を講ずるものとする。

2・5 (略)

(研究成果を活用する事業者への出資)

第三十四条の五 指定国立大学法人は、第二十二條第一項各号に掲げる業務のほか、当該指定国立大学法人における技術に関する研究成果の提供を受けて商品を開発し、若しくは生産し、又は役務を開発し、若しくは提供する事業を実施する者に対し、出資を行うこと

る中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績に関する評価を行った場合にあっては、当該国立大学法人等及び独立行政法人評価制度委員会（第五項及び次条において「評価制度委員会」という。））に対して、その評価の結果を通知しなければならぬ。この場合において、評価委員会は、必要があると認めるときは、当該国立大学法人等に対し、業務運営の改善その他の勧告をすることができる。

4・5 (略)

(中期目標の期間の終了時の検討)

第三十一条の四 文部科学大臣は、評価委員会が第三十一条の二第二項第二号に規定する中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績に関する評価を行ったときは、中期目標の期間の終了時までに、当該国立大学法人等の業務を継続させる必要性、組織の在り方その他その組織及び業務の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、当該国立大学法人等に関し所要の措置を講ずるものとする。

2・5 (略)

(研究成果を活用する事業者への出資)

第三十四条の五 指定国立大学法人は、第二十二條第一項各号に掲げる業務のほか、当該指定国立大学法人における研究成果を活用する事業であつて政令で定めるものを実施する者に対し、出資を行うことができる。

ができる。

2・3 (略)

(独立行政法人通則法の規定の準用)

第三十五条 独立行政法人通則法第三条、第七条第二項、第八条第一項、第九条、第十一条、第十四条から第十七条まで、第二十一条の四、第二十一条の五、第二十四条、第二十五条、第二十五条の二第一項及び第二十二項、第二十六条、第二十八条、第二十八条の四、第三十六條から第四十六條まで、第四十七條から第五十條の十まで、第六十四條並びに第六十六條の規定は、国立大学法人等について準用する。この場合において、これらの規定中「主務大臣」とあるのは「文部科学大臣」と、「主務省令」とあるのは「文部科学省令」と、「中期目標管理法人の」とあるのは「国立大学法人」と、「中期目標管理法人は」とあるのは「国立大学法人」と、「中期目標管理法人」とあるのは「国立大学法人等」と、「中期目標管理法人が」とあるのは「国立大学法人等が」と、「中期目標管理法人に」とあるのは「国立大学法人等に」と、「中期目標管理法人役職員」とあるのは「国立大学法人等役職員」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替え
られる独

句 読み替えられる字

2・3 (略)

(独立行政法人通則法の規定の準用)

第三十五条 独立行政法人通則法第三条、第七条第二項、第八条第一項、第九条、第十一条、第十四条から第十七条まで、第二十一条の四、第二十一条の五、第二十四条、第二十五条、第二十五条の二第一項及び第二十二項、第二十六条、第二十八条、第二十八条の四、第三十一条、第三十六条から第四十六條まで、第四十七條から第五十條の十まで、第六十四條並びに第六十六條の規定は、国立大学法人等について準用する。この場合において、これらの規定(同法第三十一条第一項の規定を除く。)中「主務大臣」とあるのは「文部科学大臣」と、「主務省令」とあるのは「文部科学省令」と、「中期目標管理法人の」とあるのは「国立大学法人」と、「中期目標管理法人は」とあるのは「国立大学法人」と、「中期目標管理法人」とあるのは「国立大学法人等」と、「中期目標管理法人が」とあるのは「国立大学法人等が」と、「中期目標管理法人に」とあるのは「国立大学法人等に」と、「中期目標管理法人役職員」とあるのは「国立大学法人等役職員」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替え
られる独

句 読み替えられる字

(略)		第十四条 第三項	(略)		第十四条 第一項	(略)	立行政 法 人 通 則 法 の 規 定
(略)	(略)	第二十条第一項	(略)		長(以下「法人の 長」という。)	(略)	
(略)	(略)	国立大学法人法第十二条 第六項(大学共同利用機 関法人にあつては、同法 第二十六条において準用 する同項)	(略)	学長(当該国立大学法人 が設置する国立大学の全 部について国立大学法人 法第十条第四項に規定す る大学総括理事を置く場 合にあつては理事長とし 、大学共同利用機関法人 にあつては機構長とする 。以下同じ。)	(略)	(略)	読 み 替 え る 字 句

(略)		第十四条 第三項	(略)		第十四条 第一項	(略)	立行政 法 人 通 則 法 の 規 定
(略)	(略)	第二十条第一項	(略)		長(以下「法人の 長」という。)	(略)	
(略)	(略)	国立大学法人法第十二条 第七項(大学共同利用機 関法人にあつては、同法 第二十六条において準用 する同項)	(略)	学長(当該国立大学法人 が設置する国立大学の全 部について国立大学法人 法第十条第三項に規定す る大学総括理事を置く場 合にあつては理事長とし 、大学共同利用機関法人 にあつては機構長とする 。以下同じ。)	(略)	(略)	読 み 替 え る 字 句

第二十八 条の四	(略)	第二十六 条	法人の長が任命す る	学長が任命する。ただし、国立大学法人法第十条第四項に規定する大学総括理事が学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第九十二条第三項に規定する職務を行う国立大学の副学長、学部長その他政令で指定する部長の長及び教員（教授、准教授、助教、講師及び助手をいう。）並びに国立大学法人法第二十三条の規定により当該国立大学に附属して設置される同条に規定する学校の校長又は園長及び教員（教頭、教諭その他の政令で定める者をいう。）を任命し、免職し、又は降任するときは、当該大学総括理事の申出に基づき行うものとする
-------------	-----	-----------	---------------	---

第二十八 条の四	(略)	第二十六 条	法人の長が任命す る	学長が任命する。ただし、国立大学法人法第十条第三項に規定する大学総括理事が学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第九十二条第三項に規定する職務を行う国立大学の副学長、学部長その他政令で指定する部長の長及び教員（教授、准教授、助教、講師及び助手をいう。）並びに国立大学法人法第二十三条の規定により当該国立大学に附属して設置される同条に規定する学校の校長又は園長及び教員（教頭、教諭その他の政令で定める者をいう。）を任命し、免職し、又は降任するときは、当該大学総括理事の申出に基づき行うものとする
-------------	-----	-----------	---------------	---

(削る)	(削る)					
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	とともに、毎年度	第三十条第一項の中期計画及び第三十一条第一項の年度計画、第三十五条の五第一項の中期計画及び第三十五條の五第一項の中期計画及び第三十五條の八において読み替えて準用する第三十一条第一項の年度計画又は第三十五条の十第一項の事業計画並びに
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	とともに	同法第三十一条第一項に規定する中期計画及び

第三十一	第三十一 条第一項					
前条第一項の認可	主務大臣	主務省令	前条第一項	中期目標管理法	(新設)	第三十条第一項の中期計画及び第三十一条第一項の年度計画、第三十五条の五第一項の中期計画及び第三十五條の八において読み替えて準用する第三十一条第一項の年度計画又は第三十五条の十第一項の事業計画
国立大学法人法第三十一	文部科学大臣	文部科学省令	同法第三十一条第一項	国立大学法人等(国立大学法人法第二条第五項に規定する国立大学法人等をいう。以下同じ。)	(新設)	同法第三十一条第一項に規定する中期計画(以下「中期計画」という。)及び第三十一条第一項の年度計画

	(略)	第三十九 条第一項	(略)	第四十四 条第三項	
	(略)	独立行政法人（その資本の額その他の経営の規模が政令で定める基準に達しない独立行政法人を除く。以下この条において同じ。）	(略)	(略)	同条第二項第七号又は中長期計画（第三十五条の五第一項の認可を受けた同項の中長期計画（同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの）をいう。以下
	(略)	国立大学法人等（国立大学法人法第二条第五項に規定する国立大学法人等をいう。以下同じ。）	(略)	(略)	同条第二項第七号

条第二項	(略)	第三十九 条第一項	(略)	第四十四 条第三項	
を受けた後	(略)	独立行政法人（その資本の額その他の経営の規模が政令で定める基準に達しない独立行政法人を除く。以下この条において同じ。）	(略)	(略)	同条第二項第七号又は中長期計画（第三十五条の五第一項の認可を受けた同項の中長期計画（同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの）をいう。以下
後 条第一項の認可を受けた	(略)	国立大学法人等	(略)	(略)	同条第二項第六号

第四十八 条	(略)		第四十五 条第一項	(略)	
(略)	(略)	第三十條第二項第四号、国立研究開発法人の中長期計画の第三十五條の五第二項第四号又は行政執行法人の事業計画（第三十五條の十第一項の認可を受けた同項の事業計画（同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの）をいう。以下同じ。）の第三十五條の十第三項第四号	第三十條第二項第四号、国立研究開発法人の中長期計画の第三十五條の五第二項第四号又は行政執行法人の事業計画（第三十五條の十第一項の認可を受けた同項の事業計画（同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの）をいう。以下同じ。）の第三十五條の十第三項第四号	(略)	同じ。）の第三十五條の五第二項第七号
(略)	(略)		国立大学法人法第三十一条第二項第五号	(略)	

第四十八 条	(略)		第四十五 条第一項	(略)	
(略)	(略)	第三十條第二項第四号、国立研究開発法人の中長期計画の第三十五條の五第二項第四号又は行政執行法人の事業計画（第三十五條の十第一項の認可を受けた同項の事業計画（同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの）をいう。以下同じ。）の第三十五條の十第三項第四号	第三十條第二項第四号、国立研究開発法人の中長期計画の第三十五條の五第二項第四号又は行政執行法人の事業計画（第三十五條の十第一項の認可を受けた同項の事業計画（同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの）をいう。以下同じ。）の第三十五條の十第三項第四号	(略)	同じ。）の第三十五條の五第二項第七号
(略)	(略)		国立大学法人法第三十一条第四号	(略)	

(略)	第五十条の四第二項第四号	(略)	
(略)	第三十二条第一項の評価(同項第二号に規定する中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績に関する評価を除く)	(略)	第三十条第二項第六号の計画を定め、国立研究開発法人の中長期計画において第三十五条の五第二項第六号の計画を定めた場合又は行政執行法人の事業計画において第三十五条の十第三項第六号の計画を定めた場合であつて、これらの
(略)	国立大学法人法第三十一条の二第一項第二号に定める中期目標の期間における業務の実績に関する評価	(略)	国立大学法人法第三十一条第二項第六号の計画を定めた場合であつて、その

(略)	第五十条の四第二項第四号	(略)	
(略)	第三十二条第一項	(略)	第三十条第二項第六号の計画を定め、国立研究開発法人の中長期計画において第三十五条の五第二項第六号の計画を定めた場合又は行政執行法人の事業計画において第三十五条の十第三項第六号の計画を定めた場合であつて、これらの
(略)	国立大学法人法第三十一条の二第一項	(略)	国立大学法人法第三十一条第五号の計画を定めた場合であつて、その

附 則 (国立大学法人の納付金等)			
第二十三条 文部科学大臣が定める国立大学法人は、平成二十四年度の一般会計補正予算(第1号)により政府から当該国立大学法人に対し出資されている金額その他政令で定める金額のうち当該国立大学法人が第二十二條第一項第九号に掲げる業務を円滑に遂行する上で必要がないと認められるものに相当する金額として文部科学大臣が定める金額を、政令で定めるところにより、国庫に納付しなければならない。			
2・3 (略)			
別表第一(第二条、第四条、第十条、附則第三条、附則第十五条関係)			
(削る)	(略)	国立大学 法人の名称	国立大学の名称
(削る)	(略)	主たる事務 所の所在地	
(削る)	(略)	理事の員数	

附 則 (国立大学法人の納付金等)			
第二十三条 文部科学大臣が定める国立大学法人は、平成二十四年度の一般会計補正予算(第1号)により政府から当該国立大学法人に対し出資されている金額その他政令で定める金額のうち当該国立大学法人が第二十二條第一項第七号に掲げる業務を円滑に遂行する上で必要がないと認められるものに相当する金額として文部科学大臣が定める金額を、政令で定めるところにより、国庫に納付しなければならない。			
2・3 (略)			
別表第一(第二条、第四条、第十条、附則第三条、附則第十五条関係)			
(略)	(略)	国立大学 法人の名称	国立大学の名称
(略)	(略)	主たる事務 所の所在地	北海道
(略)	(略)	理事の員数	二

備考 一・二 (略)	(略)	国立大学 法人奈良 国立大学 機構	(削る)	(略)	(削る)	(略)	国立大学 法人北海 道国立大 学機構
	(略)	奈良教育大学 奈良女子大学	(削る)	(略)	(削る)	(略)	小樽商科大学 帯広畜産大学 北見工業大学
	(略)	奈良県	(削る)	(略)	(削る)	(略)	北海道
	(略)	五	(削る)	(略)	(削る)	(略)	五

備考 一・二 (略)	(略)	国立大学 法人奈良 女子大学	国立大学 法人奈良 教育大学	(略)	国立大学 法人北見 工業大学	(略)	国立大学 法人帯広 畜産大学
	(略)	奈良女子大学	奈良教育大学	(略)	北見工業大学	(略)	帯広畜産大学
	(略)	奈良県	奈良県	(略)	北海道	(略)	北海道
	(略)	四	二	(略)	二	(略)	二

三| 第一欄に掲げる国立大学法人が指定国立大学法

人又は指定国立大学を設置する国立大学法人（次
号及び第五号において「指定国立大学法人等」と
いう。）である場合における当該国立大学法人に
対するこの表の適用については、当該国立大学法
人の項の第四欄の理事の員数は、同欄に掲げる数
に二（当該国立大学法人が一人以上の非常勤の理
事（学外者が任命されるものに限る。）を置く場
合にあつては、三）を加えた数とする。

四| この表の各項の第四欄に掲げる理事の員数が二
人である当該各項の第一欄に掲げる国立大学法人
（当該国立大学法人が指定国立大学法人等である
場合を除く。）が一人以上の非常勤の理事を置く
場合における当該国立大学法人に対するこの表の
適用については、それぞれ当該各項の第四欄中「
二」とあるのは、「三」とする。

五| この表の各項の第四欄に掲げる理事の員数が四
人以上である当該各項の第一欄に掲げる国立大学
法人（当該国立大学法人が指定国立大学法人等で
ある場合を除く。）が一人以上の非常勤の理事（
学外者が任命されるものに限る。）を置く場合に
おける当該国立大学法人に対するこの表の適用に
ついては、それぞれ当該各項の第四欄中「四」と
あるのは「五」と、「五」とあるのは「六」と、
「六」とあるのは「七」と、「七」とあるのは「
八」と、「八」とあるのは「九」とする。

（新設）

三| この表の各項の第四欄に掲げる理事の員数が二
人である当該各項の第一欄に掲げる国立大学法人
が一人以上の非常勤の理事を置く場合における当
該国立大学法人に対するこの表の適用については
、それぞれ当該各項の第四欄中「二」とあるのは
、「三」とする。

四| この表の各項の第四欄に掲げる理事の員数が四
人以上である当該各項の第一欄に掲げる国立大学
法人が一人以上の非常勤の理事（学外者が任命さ
れるものに限る。）を置く場合における当該国立
大学法人に対するこの表の適用については、それ
ぞれ当該各項の第四欄中「四」とあるのは「五」
と、「五」とあるのは「六」と、「六」とあるのは
「七」と、「七」とあるのは「八」と、「八」
とあるのは「九」とする。